

令和 8 年 1 0 月 7 日

## オープンカウンタ公告②

### 1 オープンカウンタ番号及び件名

- ① 1 係 081007-01 蛍光灯収集運搬及び処分作業委託業務

### 2 仕様書等の交付

仕様書等は、本公告の日から見積書等の提出期限の日までの間に、原則として次のとおり電子メールにより送付依頼のあった者に対し、交付する。

- (1) 宛先は [keiyaku@jeed.go.jp](mailto:keiyaku@jeed.go.jp) とすること。
- (2) 件名は『1 係 0 8 1 0 0 7 - 0 1 の仕様書送付依頼』とすること。
- (3) 本文には会社名、担当者名及び電話番号を記入すること。

### 3 競争参加資格

オープンカウンタに参加を希望する者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を 1 者で行うもの又は収集運搬業者と処分業者により構成されるグループ（以下「グループ業者」という。）のいずれでも差し支えないが、次に掲げる資格を全て満たさなければならない。

なお、グループ業者における下記（５）の資格については、収集運搬業者は収集運搬業の許可を、処分業者は処分業の許可を得ていなければならないこと。

- (1) オープンカウンタ方式参加心得書に記載する内容を遵守する者であること。
- (2) 見積書提出期限の日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- (4) 見積書提出期限の日現在において、労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）及び労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去 3 か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 4 条第 1 項に規定する産業廃棄物収集運搬業許可及び同第 6 項に規定する産業廃棄物処分業許可を受けていること。
- (6) グループ業者にあつては、収集運搬業者と処分業者の 2 者で構成されたグループであること。

### 4 仕様書等に係る質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり書面（様式は自由）により提出すること。なお、質問がない場合は下記 4（2）の回答は行わないこと。

- ①提出期限 令和８年１０月１４日 １６時  
②提出場所 下記１１に同じ  
③提出方法 ファックス又は電子メールにより提出すること。  
(上記①の期限までに必着のこと。)

※送信後、必ず下記１１に電話し、受信を確認すること。

※ファックス又は電子メールの件名は『１係０８１００７－０１に係る質問』とすること。

- (２) 質問に対する回答は、下記１１の担当から電子メール等により仕様書等交付者全員に回答する。

回答日時 令和８年１０月１９日を予定

- (３) 見積書提出後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできないことから、必ず回答を確認してから見積書を提出すること。

## ５ 見積書等の提出期限及び提出場所

### (１) 提出書類

#### イ 単体業者による参加の場合

##### ・ 見積書

※見積書には、記名・押印のうえ、件名、見積金額の総額（消費税等を含めた契約希望金額）及び金額の内訳を必ず記載すること。

なお、「発行責任者及び担当者」の氏名（フルネーム）並びに両者の連絡先（電話番号等）の記載がある場合は、押印を省略してもよいこと。

##### ・ 誓約書（単体業者用）

##### ・ 収集運搬業及び処分業の産業廃棄物処理に係る許可証

#### ロ グループ業者による参加の場合

##### ・ 見積書

※代表構成員がグループを代表して参加するものとし、見積書には、収集運搬業務及び処分業務の内訳及び請負う業者名を記載すること。

なお、「発行責任者及び担当者」の氏名（フルネーム）並びに両者の連絡先（電話番号等）の記載がある場合は、押印を省略してもよいこと。

##### ・ 誓約書（グループ業者用）

##### ・ 収集運搬業及び処分業の産業廃棄物処理に係る許可証（代表構成員が各事業者の分を取りまとめて提出すること。）

### (２) 提出期限

令和８年１０月２２日 １６時必着

### (３) 提出方法

#### ① 郵送及び持参

〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉３－１－２

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 高度訓練センター１階「情報公開コーナー」に設置する見積書投函箱に投函すること。

※ 郵送する場合は、下記１１あてに、書留郵便等で送付すること。

また、封筒の表面に「オープンカウンタ番号：１係０８１００７－０１」及び「会社名」を記入すること。

## ②電子メール

宛先 [keiyaku@jeed.go.jp](mailto:keiyaku@jeed.go.jp)

※ 提出書類はPDF形式とし、それ以外での提出は無効となることに留意すること。

件名は「1係081007-01 会社名」とすること。

なお、複数の案件に参加する場合は、1案件ごとに電子メールを送付すること。

電子メールの場合、特定のドメインを使用している等により迷惑メールに振り分けられ、メールの受信確認をすることができない可能性があるため、送信後、必ず下記11に電話し、受信を確認すること。

## 6 契約書等の作成の有無

有

単体業者に決定した場合は、別添契約書案1により契約書を作成するものとし、グループ業者に決定した場合は、グループ構成員ごとに別添契約書案2及び3により契約書を作成する。

## 7 契約予定者の決定方法

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構会計規程第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低（売払い等の場合にあっては最高）の価格をもって見積した者を契約予定者とする。

## 8 契約予定者への通知

日時：令和8年10月27日 15時以降

## 9 見積結果の公表

見積結果は、契約締結後、次の場所において公表する。

場所：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 高度訓練センター 1階「情報公開コーナー」

## 10 支払条件

履行期限までに履行を完了し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が指定した職員等の検査を受け当該検査に合格した後、請求書を発行すること。

インボイス登録事業者は適格請求書を発行すること。

なお、立替の費用が発生した場合は、請求書にあわせて立替の相手方が発行したインボイスのコピー（請求書、レシート等）を添付すること。

機構は、仕様書等に定めるところにより支払うものとする。

## 11 問い合わせ先

〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 経理部 契約第二課

TEL 043-213-6433

FAX 043-213-6473

E-Mail [keiyaku@jeed.go.jp](mailto:keiyaku@jeed.go.jp)

単体業者

(別紙)

# 誓 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
契約担当役理事 馬場 一郎 殿

(所 在 地)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

⑩

\_\_\_\_\_に参加するに当たって、下記のとおり誓約します。  
(オープンカウンタ番号)

## 記

- 1 弊社は本件仕様書及びオープンカウンタ参加心得書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制での業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 当誓約書の作成日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の競争参加資格の停止を受けていないこと。
- 3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- 4 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。
- 5 当誓約書の作成日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検、若しくは起訴されている者でないこと。

グループ業者

(別紙)

# 誓 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
契約担当役理事 馬場 一郎 殿

〔代表構成員〕(所 在 地)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

⑩

(所 在 地)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

⑩

— に参加するに当たって、下記のとおり誓約します。

(オープンカウンタ番号)

## 記

### I 参加資格に関する事項

- 1 弊社は本件仕様書及びオープンカウンタ参加心得書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制での業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 当誓約書の作成日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の競争参加資格の停止を受けていないこと。
- 3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- 4 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。
- 5 当誓約書の作成日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検、若しくは起

訴されている者でないこと。

## Ⅱ グループ業者による参加に関する事項

- 1 本業務を受託した場合、収集運搬業者及び処分業者は、見積書の内訳に記載する価格をもって、それぞれが機構と契約を締結すること。
- 2 原則としてグループ構成員のうち代表構成員が契約締結までの一切の手続きに対応するものとし、本件の全ての責任を負うこと。
- 3 構成員は、同一業務における他の参加者の構成員若しくは単体業者としてオープンカウンタに参加しないこと。
- 4 業者決定後、一方のグループ構成員との契約が締結に至らない場合、決定が取り消され、機構と他方のグループ構成員との契約が無効となることに承諾すること。

## 提出書類記載例

オープンカウンタ番号：1係081007-01

# 見積書（記載例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

押印は社印・代表印どちらでも差し支えありません。  
(いずれの押印もない場合は無効となります。)  
ただし、担当者及び発行責任者それぞれの氏名及び連絡先の記載がある場合は押印省略することが可能です。

〇〇 〇〇 〇〇  
【発行責任者】 代表取締役 〇〇

社印  
印

代表  
者印

※押印を省略する場合

発行責任者 〇〇 〇〇 連絡先〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

担当者 〇〇 〇〇 連絡先〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

【オープンカウンタ番号】 〇〇〇〇〇〇-〇〇

【件名】 〇〇〇の調達

見積金額 ￥ 〇〇〇, 〇〇〇

金額は総価（調達案件ごとの仕様書に定める調達  
予定数量に単価を乗じて得た額をいう。）を記載  
してください。

税込、税抜、非課税又は不課税がわかるように記  
載してください。

## 【見積金額の内訳】

| 品名  | 規格 |     |      |             |
|-----|----|-----|------|-------------|
| 〇〇〇 | 〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇〇 | 〇〇〇, 〇〇〇    |
| 〇〇〇 | 〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇〇 | 〇〇〇, 〇〇〇    |
| 〇〇〇 | 〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇〇 | 〇〇〇, 〇〇〇    |
| 小 計 |    |     |      | 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 |
| 消費税 |    |     |      | 〇〇〇, 〇〇〇    |
| 合 計 |    |     |      | 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 |

## （お願い） 見積金額の内訳について

- ①見積金額の内訳は、物品等の購入の場合は、仕様書に合致した内訳（数量、単価）、金額（内訳の合計額）及び消費税及び地方消費税の額を記載してください。なお、役務等の場合は、内訳を明確に記載できる場合のみ、「内容」、「数量」、「単価」及び「金額」を記載してください。
- ②免税又は非課税・不課税取引のみの場合は、消費税及び地方消費税の欄に0円と記載してください。
- ③上記見積金額の内訳を含め、できる限りA4版（1枚）にしてください。内訳の項目が多いことにより、1枚に集約できない場合等は、内訳を別紙で添付してください。
- ④値引額については、独立した値引き項目を設けず、各物品等の単価に反映させてください。
- ⑤見積書の宛名は「独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構」としてください。

単体業者

(別紙)

## 誓 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
契約担当役理事 馬場 一郎 殿

提出する日付を  
記入してください。

該当案件の番号を記入してください。  
(1 係 081007-01)

(所 在 地)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

印

\_\_\_\_\_に参加するに当たって、下記のとおり誓約します。  
(オープンカウンタ番号)

記

押印は必須です。

- 1 弊社は本件仕様書及びオープンカウンタ参加心得書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制での業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 当誓約書の作成日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の競争参加資格の停止を受けていないこと。
- 3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- 4 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。
- 5 当誓約書の作成日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検、若しくは起訴されている者でないこと。

グループ業者

(別紙)

# 誓 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
契約担当役理事 馬場 一郎 殿

〔代表構成員〕(所 在 地)

グループの構成員ごとに記名・押印を  
すること。

(商号又は名称)

(代表者氏名)

⑩

(所 在 地)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

⑩

該当案件の番号を記入してください。  
(1 係 081007-01)

— に参加するに当たって、下記のとおり誓約します。

(オープンカウンタ番号)

## 記

### I 参加資格に関する事項

- 1 弊社は本件仕様書及びオープンカウンタ参加心得書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制での業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 当誓約書の作成日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の競争参加資格の停止を受けていないこと。
- 3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- 4 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。
- 5 当誓約書の作成日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検、若しくは起

訴されている者でないこと。

## Ⅱ グループ業者による参加に関する事項

- 1 本業務を受託した場合、収集運搬業者及び処分業者は、見積書の内訳に記載する価格をもって、それぞれが機構と契約を締結すること。
- 2 原則としてグループ構成員のうち代表構成員が契約締結までの一切の手続きに対応するものとし、本件の全ての責任を負うこと。
- 3 構成員は、同一業務における他の参加者の構成員若しくは単体業者としてオープンカウンタに参加しないこと。
- 4 業者決定後、一方のグループ構成員との契約が締結に至らない場合、決定が取り消され、機構と他方のグループ構成員との契約が無効となることに承諾すること。